



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月14日金曜日 第2816号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例.....	(人事課職員厚生室).....	1
愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例.....	(経営支援課).....	2
愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例.....	(農地整備課).....	2
愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例.....	(警察本部警務課).....	3
愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....	(").....	3

条 例

○愛媛県条例第46号

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例（平成13年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（通算退職料及び通算扶助料の年額の改定）</p> <p>第 2 条 通算退職料については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号_____）第 1 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第82条第 2 項の規定による通算退職年金の例により、その年額を_____改定する。</p> <p>2 通算扶助料については、その年額を、当該通算扶助料を通算退職料とみなして前項_____の規定によりその額を改定するものとした</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（通算退職料及び通算扶助料の年額の改定）</p> <p>第 2 条 通算退職料については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「法律第108号」という。）第 1 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第82条第 2 項の規定による通算退職年金の例により、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職料の額の計算の基礎となっている在職年の月数を乗じて得た年額に改定する。</p> <p>(1) 法律第108号附則第46条第 1 項第 1 号に掲げる額を法律第108号附則第95条第 2 項に規定する政令の規定による改定の例により改定した額</p> <p>(2) 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和61年愛媛県条例第16号）附則第 2 条第 2 項の規定による改定後の通算退職料の年額の計算の基礎となっている退職当時の給料月額に法律第108号附則第115条第 2 項に規定する率を乗じて得た額の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額を法律第108号附則第95条第 2 項に規定する政令の規定による改定の例により改定した額</p> <p>2 前項第 2 号の規定により算定される額が愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例（平成11年愛媛県条例第15号。以下「条例第15号」という。）附則第 3 条第 1 項第 2 号の規定を適用したとしたならば同号の規定により算定される額に満たないときは、前項第 2 号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該条例第15号附則第 3 条第 1 項第 2 号の規定により算定される額とする。</p> <p>3 通算扶助料については、その年額を、当該通算扶助料を通算退職料とみなして前 2 項の規定によりその額を改定するものとした</p>

場合の改定後の年額の10分の5に相当する年額に改定する。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第4条 この条例の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

場合の改定後の年額の10分の5に相当する年額に改定する。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第4条 この条例の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例(平成13年愛媛県条例第32号。以下「条例第32号」という。)附則第4条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(恩給年額の改定の場合の端数計算に関する経過措置)
- 3 平成28年4月分から平成29年3月分までの通算退隠料及び通算扶助料については、改正後の条例第32号附則第4条の規定により算定される改定後の恩給年額が改正前の条例第32号附則第4条の規定により算定される改定後の恩給年額に満たないときは、当該改定後の恩給年額に相当する額を改正後の条例第32号附則第4条の規定により算定される改定後の恩給年額とする。

○愛媛県条例第47号

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例

愛媛県地域産業振興条例(昭和54年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において「中小企業者」とは、 <u>中小企業等経営強化法</u> (平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。 2 この条例において「創業者」とは、 <u>中小企業等経営強化法第2条第3項第1号</u> 及び第2号に掲げる者 (中小企業者となることが見込まれる者に限る。)をいう。 3・4 省略	(定義) 第2条 この条例において「中小企業者」とは、 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> (平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。 2 この条例において「創業者」とは、 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第2項第1号</u> 及び第2号に掲げる者 (中小企業者となることが見込まれる者に限る。)をいう。 3・4 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例(平成28年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条 第5条 関係)				別表(第2条、第3条、第4条関係)			
国営事業 の区分	負担金の総額	支払期間	利 率	国営事業 の区分	負担金の総額	支払期間	利 率

区画整理	国営事業に要する費用の額の12分の1に相当する額を限度として知事が定める額	15年（据置期間3年を含む。）	<u>土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣の定める率</u>
------	---------------------------------------	-----------------	------------------------------------

区画整理	国営事業に要する費用の額の12分の1に相当する額を限度として知事が定める額	15年（据置期間3年を含む。）	年 5 分
------	---------------------------------------	-----------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第49号**

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県西条西警察署</td> <td>西条市周布</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	省略			愛媛県西条西警察署	西条市周布	省略	省略			<p>別表</p> <p style="text-align: center;">愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県西条西警察署</td> <td>西条市壬生川</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	省略			愛媛県西条西警察署	西条市壬生川	省略	省略		
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
省略																									
愛媛県西条西警察署	西条市周布	省略																							
省略																									
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
省略																									
愛媛県西条西警察署	西条市壬生川	省略																							
省略																									

附 則

この条例は、平成29年3月31日までの間において公安委員会規則で定める日から施行する。

○**愛媛県条例第50号**

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p>	<p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。